

第 1 章

検査所の概要

1 名称及び所在地

名 称 岡山県食肉衛生検査所
所在地 岡山県津山市国分寺 120 - 1
電 話 0868 - 26 - 0202
F a x 0868 - 26 - 6459

2 沿革

昭和 45 年 4 月 岡山県営食肉地方卸売市場（岡山県営と畜場）内に食肉衛生検査所を設置。
津山市と畜場内に食肉衛生検査所津山駐在所を設置。

昭和 51 年 8 月 岡山県営食肉地方卸売市場総合庁舎が落成し、庁舎 3 階に食肉衛生検査所を移転。

昭和 54 年 1 月 津山市食肉処理センター管理棟が落成し、棟内 2 階に食肉衛生検査所津山駐在所を移転。

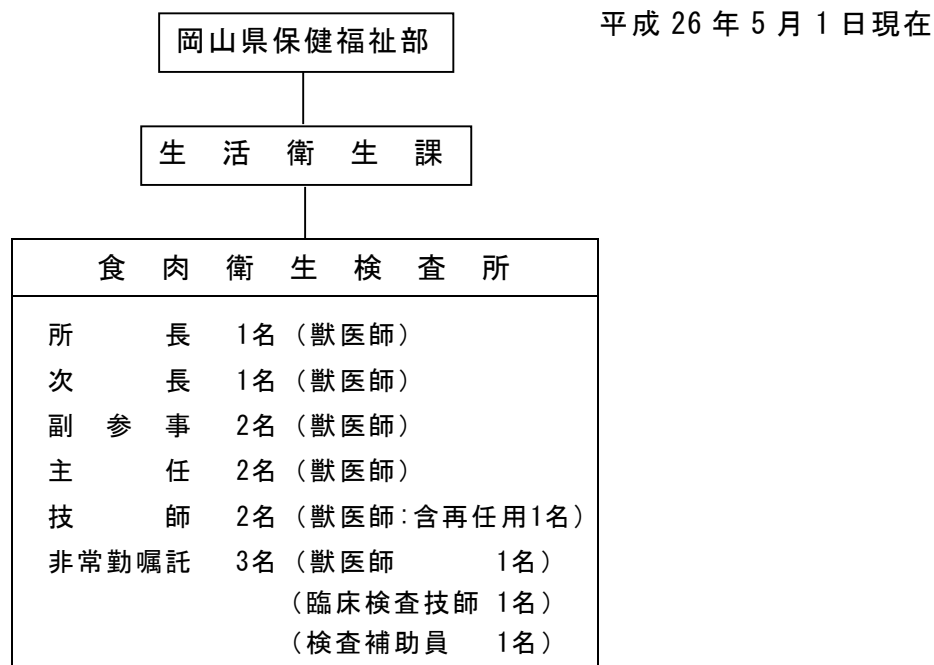
平成 6 年 4 月 岡山市の保健所政令市移行に伴い、食肉衛生検査所（本所）を津山市に移転し、岡山市内に食肉衛生検査所南部駐在所を設置。

平成 7 年 3 月 食肉衛生検査所の庁舎を新築。

平成 11 年 3 月 食肉衛生検査所南部駐在所を廃止。

平成 15 年 1 月 伝達性海綿状脳症検査室整備。

3 組織及び機構



県組織における位置づけ

岡山県行政機関条例(昭和 31 年岡山県条例第 36 号)

第 3 条 と畜検査及び食鳥処理の事業の許可等に関する事項を分掌させるため、津山市に岡山県食肉衛生検査所を設置する。

4 業務内容

岡山県行政組織規則（昭和 41 年岡山県規則第 32 号）第 158 条

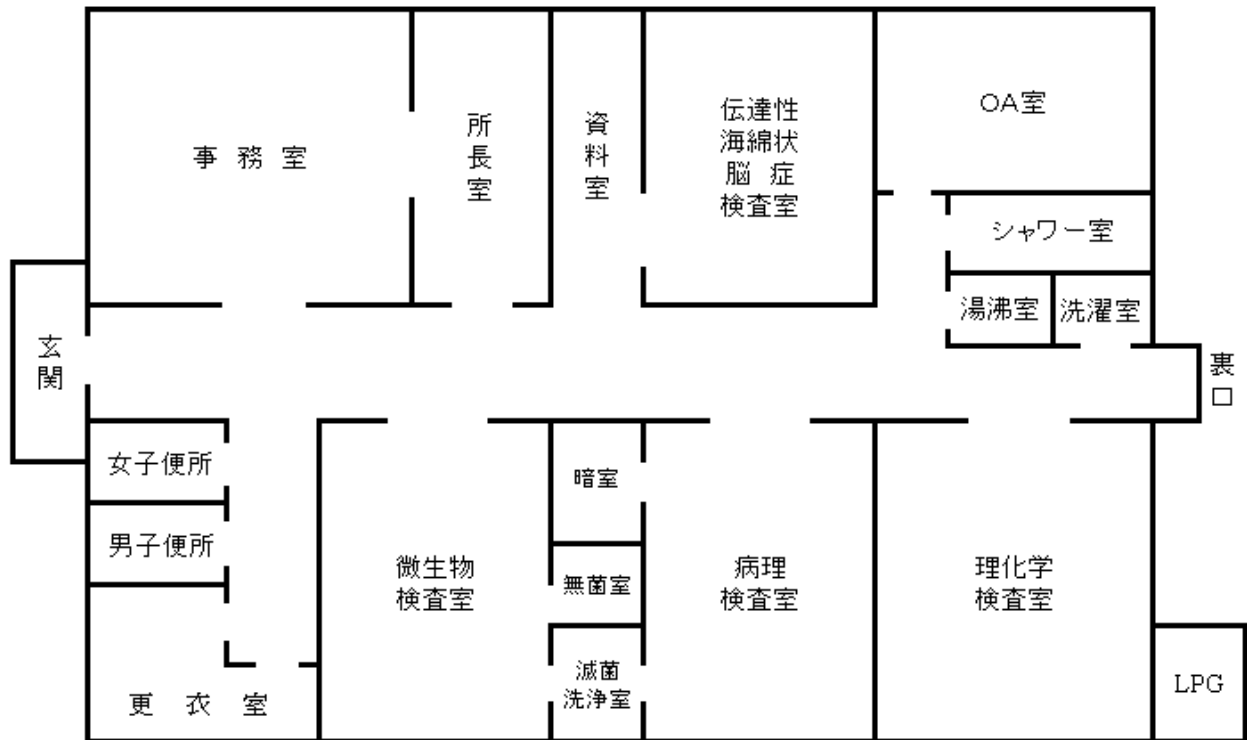
- (1) と畜検査に関すること。
- (2) 食鳥処理の事業の許可等に関すること。
- (3) 食肉衛生に係る調査研究に関すること。
- (4) その他食肉衛生に関すること。

5 所長決裁の範囲

岡山県事務処理規則（昭和 44 年岡山県規則第 55 号）別表第 3

- (1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の施行に関する事務と畜場及び食鳥処理場に係る業務に限り、
 - ①報告の徴収、臨検検査又は収去（第 28 条）
 - ②食品等の廃棄及び危害除去に必要な措置命令（第 54 条）
- (2) と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）の施行に関する事務
 - ①と畜場の構造設備等の変更届に伴う処理（第 4 条）
 - ②衛生管理責任者又は作業衛生責任者解任の命令（第 8 条、10 条）
 - ③と畜場以外の場所によるとさつ届の処理等及び取扱方法等の指示（第 13 条）
 - ④と畜場等における獣畜等の検査（第 14 条）
 - ⑤獣畜の疾病等による措置命令等（第 16 条）
 - ⑥報告の徴収又は立入検査（第 17 条）
 - ⑦と畜場の施設の使用制限又は使用停止（第 18 条）
 - ⑧とさつ又は解体の業務停止の命令又は禁止（第 18 条）
 - ⑨と畜場外の獣畜をとさつできる地域の指定及び許可（と畜場法施行令（昭和 28 年政令第 216 号）第 4 条）
 - ⑩と畜場外への持出しの許可（と畜場法施行令第 5 条）
- (3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）の施行に関する事務
 - ①事業の許可及び食鳥処理場の構造等の変更の許可（第 3 条、第 6 条）
 - ②事業の許可の取消し、停止命令等（第 8 条、第 9 条）
 - ③食鳥処理衛生管理者解任の命令（第 13 条）
 - ④小規模食鳥処理業者の確認規程の認定、変更の認定、食鳥処理衛生管理者の解任及び確認の状況の報告の徴収（第 16 条第 1 項、第 2 項、第 6 項、第 7 項）
 - ⑤収去のための持ち出し（第 17 条）
 - ⑥廃棄等の措置（第 20 条）
 - ⑦食鳥処理業者等からの報告の徴収、食鳥処理場等への立入検査等（第 37 条、第 38 条）
 - ⑧届出食肉販売業者の届出の受理（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成 2 年厚生省令第 40 号）第 32 条）

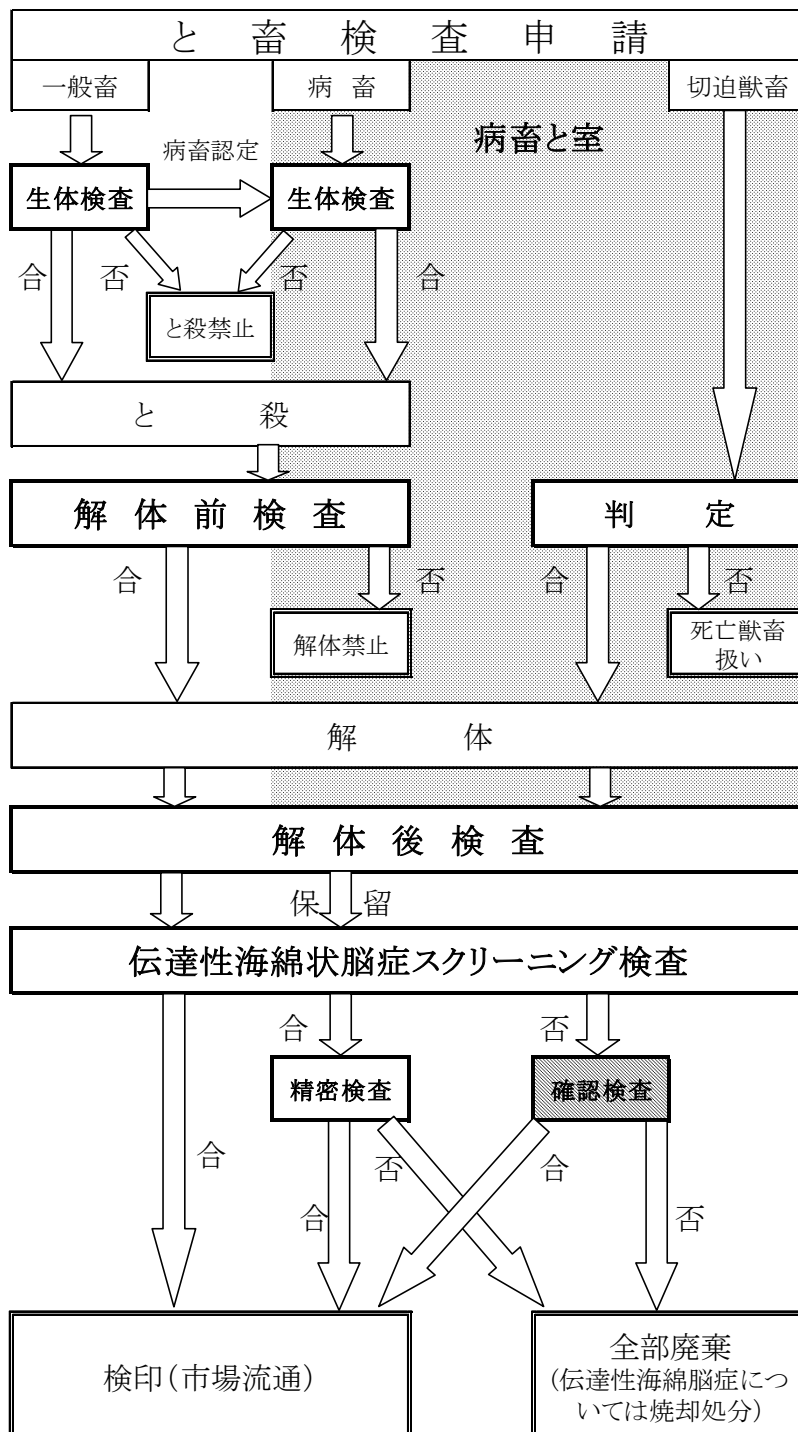
6 平面図



敷地	1,416.00㎡
庁舎	鉄筋コンクリート造り平屋建て 307.25㎡
車庫、倉庫	鉄骨造り平屋建て 63.72㎡

7 と畜検査の流れ

と畜検査申請から合格枝肉の市場流通までの流れを下図に示す。なお伝達性海綿状脳症(TSE)に関しては、平成13年10月18日から牛、平成17年10月1日から緬山羊について、解体後検査にTSEスクリーニング検査及び国による同確認検査が加えられた。平成20年8月1日からは21ヶ月齢未満の、そして平成25年4月1日からは30ヶ月齢未満の牛の検査費用に対する国庫補助がなくなったが、本県では独自予算で全頭検査を継続した。しかし、平成25年7月1日からは48ヶ月齢未満の牛の検査費用に対する国庫補助がなくなることとなり、全国的に歩調を合わせる形で牛のTSEスクリーニング検査の全頭検査は終了し、現在は48月超の牛の同スクリーニング検査が実施されている。



8 所管と畜場及び食鳥処理場の状況

(1) と畜場の状況

と畜場番号	2
名称	津山市食肉処理センター
開設者	津山市
経営又は管理者	(一社)津山食肉処理公社 理事長 大下 順正
所在地	津山市国分寺9-1
許可年月日	昭和53年12月25日
能力規模	大動物 47頭 小動物 50頭
電話	0868-26-1097

(2) 食鳥処理場の状況

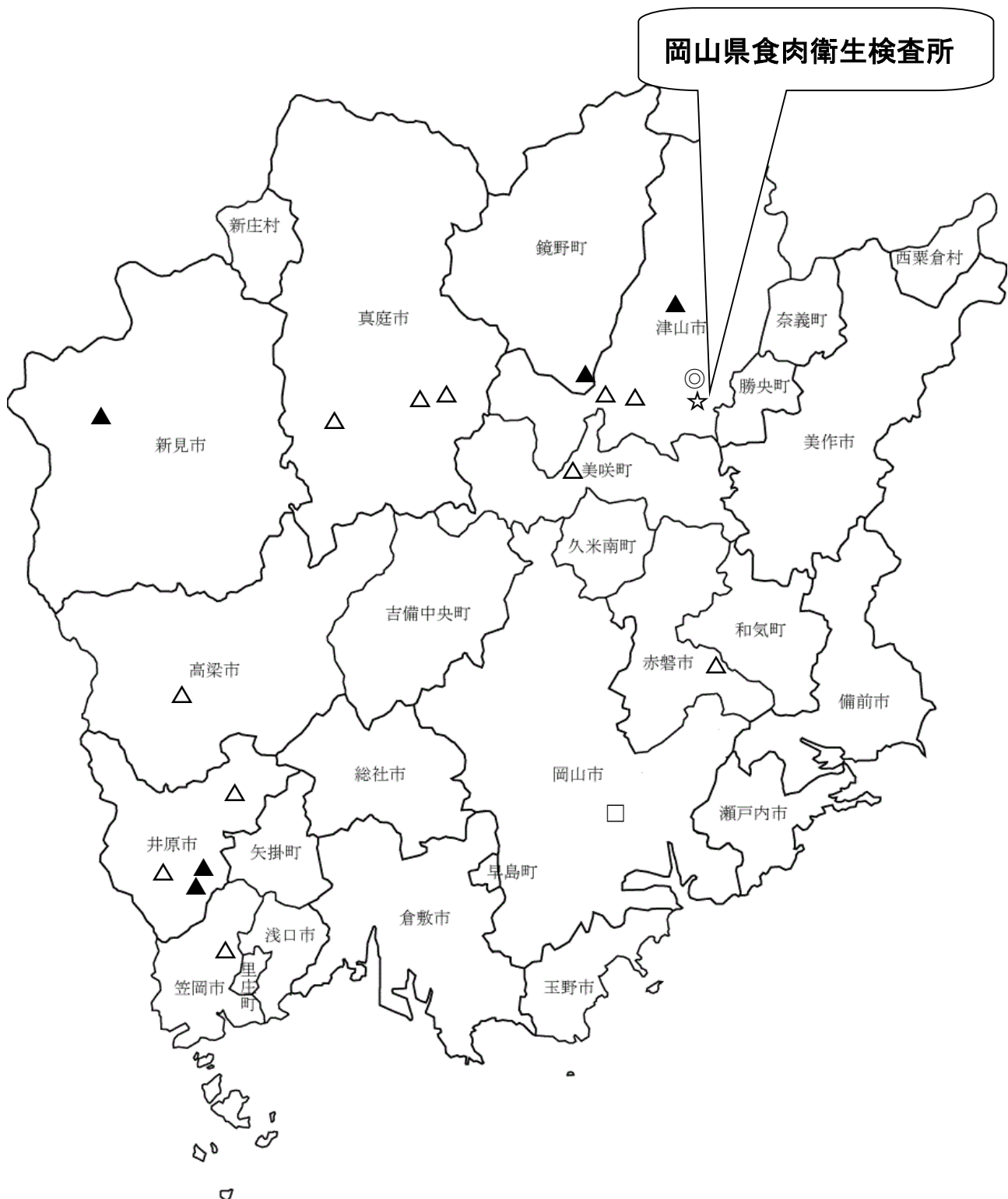
平成 27 年 3 月 31 日現在

番号	管轄 保健所	業 者 名	所 在 地	開設年	種 類	年間処理 計画羽数
1	備前	末藤 寛之	赤磐市	1992	鶏	20,000
▲ 2	備中	荒川 高三	井原市	1992	鶏	450,000
▲ 3		(有)力食鳥	井原市	2007	鶏	2,400,000
4		高原 正弘	笠岡市	1992	鶏	24,000
5		(有)藤枝食鳥	井原市	1992	鶏あ七	94,020
6		山本 隆	井原市	2002	鶏	19,000
▲ 7		備北	(株)ウェルファムフーズ	新見市	2001	鶏
8	渡辺 和男		高梁市	1992	鶏	7,200
9	真庭	(有)松岡鶏肉店	真庭市	1992	鶏あ七	174,810
10		松田 秀夫	真庭市	1992	鶏	15,100
11		太田 繁	真庭市	1992	鶏	3,900
▲12	美作	(株)ヤマショウフーズ	津山市	2005	鶏	1,000,000
▲13		(株)グリーンポーター	苫田郡鏡野町	2012	鶏	5,460,000
14		(有)とりせん	久米郡美咲町	1992	鶏あ	300,000
15		(有)吉森商店	津山市	1994	鶏	14,000
16		難波 悦子	津山市	1994	鶏	22,000

※ 番号の▲は検査対象施設を、種類の「あ」はあひるを、同「七」は七面鳥をいう。

※ 食鳥検査業務は、指定検査機関に委任している。

9 検査所及びと畜場、食鳥処理場の配置（岡山県管轄分）



※ □岡山県庁 ☆食肉衛生検査所 ◎と畜場 △食鳥処理場（▲は検査対象施設）